

脱 退 届

熊本県小中学校生活協同組合 理事長 様

この度、下記の理由により貴組合を脱退したいので、定款の規定によりお届けします。
私の出資金の持ち分は、定款の規定により算出の上、下記の口座に振り込んで下さい。

(脱退の理由) *記入例 : 退職、県外への転居、他生協(他社)に加入、利用が無くなった、等

(振込先) 「熊本県教職員厚生情報センター」への登録口座

* 参 考 「定款」

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務地を有する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域内に勤務していた者でこの組合の事業(施設)を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員が、第9条に定める住所の変更の届け出を2年間行わなかったときは、全項に定める脱退の予告があったものとし、別に定める手続きによって住所の確認ができなかった組合員について、脱退したものとみなす。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の自由による脱退の場合は、その払込済出資金額に相当する額
 - (2) 第11条3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。